

○古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定

(第 21 条の 5 第 1 項, 第 21 条の 6 第 1 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第 21 条の 5 第 1 項又は第 21 条の 6 第 1 項
処分の概要	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法施行規則第 19 条の 4(古物競りあっせん業者に係る認定の申請)、第 19 条の 5(古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)、第 19 条の 6(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)、第 19 条の 11(外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請)、第 19 条の 5、第 19 条の 12(外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)
審査基準	
標準処理期間	40 日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部長